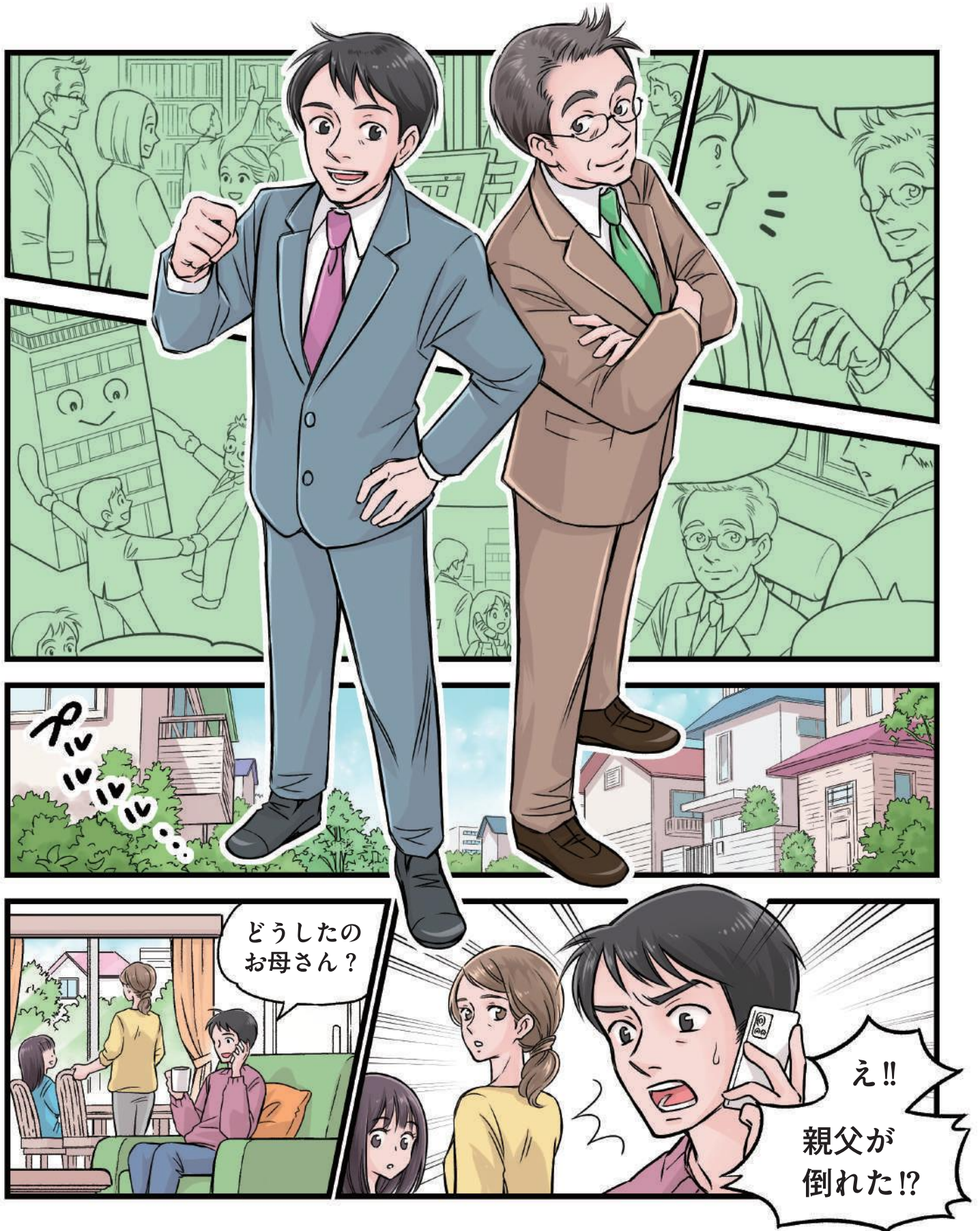
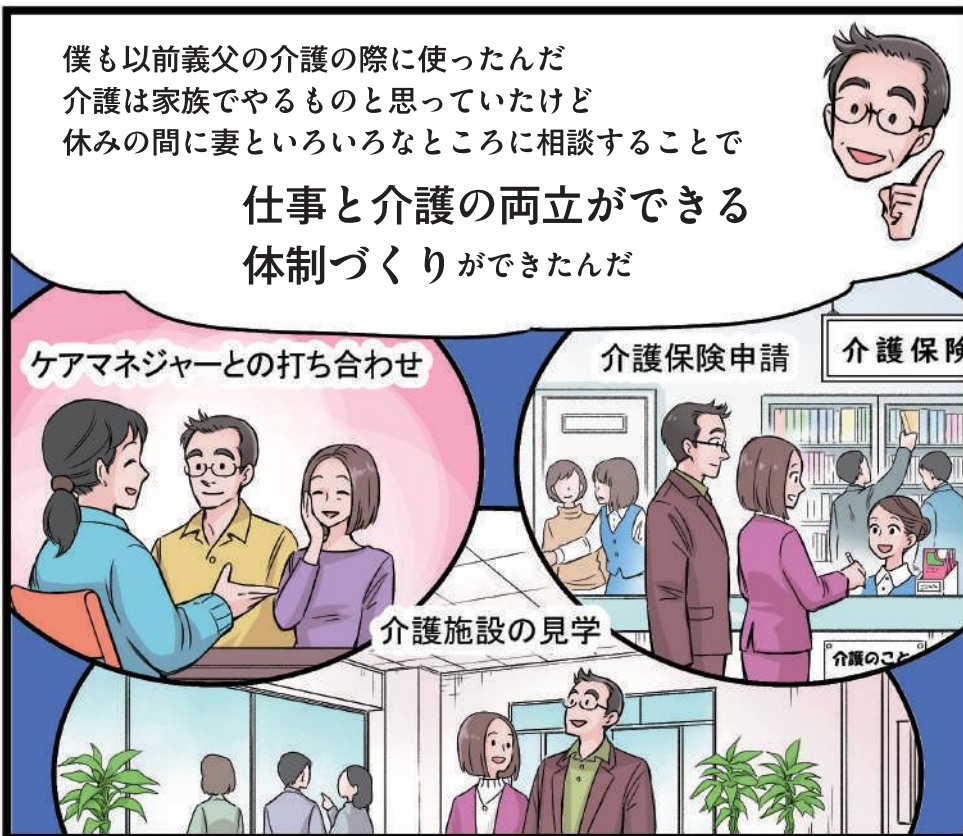


マンガでわかる! 介護休業制度





※育児・介護休業法に基づく介護休業制度



point 介護休業

対象家族1人につき3回まで、**通算93日まで休業**できます。有期契約労働者(パート、アルバイト、派遣など)も一定の要件を満たせば取得できます。

point 介護休暇

介護や通院の付き添い、介護サービスの手続、ケアマネジャーとの打合せなどを行うために、**年5日(対象家族が2人以上の場合は年10日)まで、1日または時間単位で休暇を取得**できます。



ほかにも
介護のために早く帰ったり
勤務時間を変えたり
することもできるよ



短時間勤務等の措置

事業主は、利用開始日から3年以上の期間で、2回以上利用可能な措置を講じなければいけません。会社によって利用できる制度が異なります。

短時間
勤務制度

フレックス
タイム制度

時差出勤
の制度

介護費用の
助成措置

所定外労働の制限（残業免除）

介護が終了するまで、残業を制限することができます。

(例)

勤務時間

残業免除

9時

17時

時間外労働の制限

介護が終了するまで、1か月24時間、1年150時間を超える時間外労働を制限することができます。

(例)

勤務時間

法定時間内
残業

時間外労働
の制限

9時

17時

18時

深夜業の制限

介護が終了するまで、午後10時から午前5時までの労働を制限することができます。

22時

深夜業
を免除

5時

会社は
働いている人から
希望があれば

制度を利用
できるようにする
必要があるんだ



法律で決まっ
ているんですね

介護休業のことは**都道府県労働局**

介護保険サービスのことは**地域包括支援センター**で
相談できるからね



制度を活用して
仕事と介護が両立できる
体制づくりを整えてくれ！

わかりました！
さっそく妻にも
相談してみます！

介護休業制度等に関するお問い合わせ先

介護に関する相談は、勤務先のほかに、
都道府県の労働局や市区町村の地域包括支援センターでも
受け付けています。ご不明なことがありましたら、
お気軽にご相談ください。

※各都道府県労働局のお問い合わせ先は、右のQRコードから。



介護休業中の経済的支援

雇用保険の被保険者が、
介護休業を取得した場合、
一定要件を満たせば、休業開始時賃金金額の
67%の介護休業給付金が支給されます。

※お問い合わせは、最寄りのハローワークへ。



仕事と介護を両立させるヒントはこちら

介護休業制度特設サイト

介護休業制度特設サイト

検索



覚えて下さい!! 「トモニン」マーク

厚生労働省は、企業が介護離職を未然に防止するため、仕事と介護を両立できる職場環境の整備促進に取り組むことを示すシンボルマーク「トモニン」を作成し、仕事と介護を両立しやすい職場環境の取組への関心及び認知度を高め、介護離職を防止するための取組に向けた社会的気運の醸成を図っています。

